

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、必要な事項について、以下のとおり定める。

なお、公共土木施設に係る応急措置及び応急復旧に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第26節「公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画」の、災害応急対策の実施の障害となっている障害物の除去については、岩手県地域防災計画第3章第21節「廃棄物処理・障害物除去計画」の例によるものとする。

#### 1 応急復旧対策の実施

##### (1) 県が管理する施設及び設備の応急の復旧（法139）

知事は、武力攻撃災害が発生した場合には、点検する者の安全確保をしたうえでその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等、関係機関との通信施設に被害が生じた場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援（法140関係）

県は、水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者及び鉄道施設の事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握したうえで、所要の措置を講ずる。

また、施設の応急の復旧に関して、あらかじめ、事業者間の広域応援体制の整備に努める。

なお、ライフライン施設の事業者又は管理者が行う応急対策に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第3章第27節「ライフライン施設応急対策計画」の例によるものとする。

(4) 国に対する支援要請（法140）

知事は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関し支援を求める。

2 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理する道路、漁港施設、空港施設、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去等、輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧（法141）

県は、武力攻撃事態等の終了後において、復旧の対象となる施設の被害の状況、財政状況等を踏まえつつ、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置、その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされていることから、県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

なお、復興計画の作成に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第4章第3節「復興計画の作成」の例によるものとする。

### 2 県が管理する施設及び設備の復旧

知事は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速に本格的な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

なお、公共施設等の災害復旧計画に関し、本計画に定めのないものについては、岩手県地域防災計画第4章第1節「公共施設等の災害復旧計画」の例によるものとする。

### 3 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

## 第3章 財政上の措置等

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁

#### (1) 国に対する負担金の請求方法（法 168 関係）

県は、国民保護措置の実施に要した費用のうち、県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出を確認できる書類等を保管する。

### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

#### (1) 損失補償（法 159 ）

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令第 40 条に定める手続等にしがたい、補償を行う。

#### (2) 実費弁償（法 159 ）

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示にしたがって医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令第 41 条で定める基準にしたがって、その実費を弁償する。

#### (3) 損害補償（法 160 関係）

県は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令第 44 条に定める手続等にしがたい損害を補償する。

また、県は、要請に応じ、又は指示にしたがって医療を行う医療関係者が死傷したときは、同条に定める手続等にしがたいその損害を補償する。

#### 【要請を受けて国民が協力した場合】

避難住民の誘導に必要な援助について協力（法 70）

救援に必要な援助について協力（法 80）

消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力

(法115)

保健衛生の確保に必要な援助について協力(法123)

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん(法161関係)

- (1) 県は、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県が損失を受けたときは、その損失の補てんを請求する。  
ただし、県の責めに帰すべき事由により損失が生じたときはこの限りでない。
- (2) 県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。  
ただし、市町村又は指定公共機関等の責めに帰すべき事由により損失が生じたときはこの限りでない。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

- (1) 国に対する負担金の請求等  
市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。
- (2) 損失補償及び損害補償  
国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県が示す手続等に準じて定めるものとする。

5 国民の権利利益の救済に係る手続等

- (1) 国民の権利利益の迅速な救済  
県は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための窓口を開設し、また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事(法第82条)
	応急公用負担に関する事(法第113条第3項)
	車両等の破損措置に関する事 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)
不服申立てに関する事(法第6条、175条)	
訴訟に関する事(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、県文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。